

令和 4 年 10 月 4 日

日本玩具協会 会員

ST マーク使用許諾契約者 各位

一般社団法人 日本玩具協会

ST 基準第 1 部改定のお知らせ

1. 令和 4 年 10 月 4 日開催の理事会において、ST 基準第 1 部(機械的・物理的特性)が改定されましたので連絡させていただきます。
(改定後の ST 基準書の版は「ST - 2016 第 4 版」になります。)

改定の概要は次のとおりです。

- (1) ST 基準の適用対象年令「14 才以下」を「14 才未満」に改定する。
(ST 基準第 1 章適用範囲)
- (2) 「36 ヶ月以上 8 才未満」の玩具について、濫用試験(落下試験)で生じた小部品に関する警告表示の義務付けを外す。(ST 基準 4.4.2 項)
- (3) 「膨脹材料の試験方法」に関し「2 時間」時点での測定を削除する。
(ST 基準 5.19 項)

2. 改定の施行日は 10 月 4 日(改定日)です。
(これまでの要求事項(対象年齢、警告表示等)が緩和される改定ですので、現在検査中の製品や開発企画中の製品に影響を与えるものではありませんので、即日施行とさせていただきます。)
3. なお、上記 1 (1) の対象年令の改定については、経過措置として、改定日から 1 年間(令和 5 年 10 月 3 日まで)、改定前の基準(ST-2016 第 3 版)に拠って ST マークを取得することが認められます。
 - (1) 実際の経過措置の適用対象商品は、「対象年令 14 才以上」と表示して ST マークを取得する商品になります。
 - (2) 既に、「対象年令 14 才以上」と表示して ST マークを取得・販売している商品については、ST マークの取扱いに特段の変更はありません。
新規に「対象年令 14 才以上」として ST マークを申請する商品については、1 年間は改定前の基準(ST-2016 第 3 版)での申請が認められます。
(改定前の基準に拠る申請は、その旨を ST 申請システムの備考欄に記載し申告をお願い致します。)
4. なお、改定する項目は上記 1 の 3 項目に止まり、基準書の頁数の変更は生じません。
つきましては、変更のあった頁(4 枚)を協会 HP からダウンロードし、(当該頁を差し替えることにより)、直近の基準書(第 3 版)を「ST-2016(第 4 版)」として利用することができます。
(「ST-2016(第 4 版)」(冊子)は、10 月末を目途に発行予定です。)

担当:日玩協事務局 五十嵐・小林
電話 03-3829-2513